○デジタル庁、総務省

二五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　二九　一九五　八三

二六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二九　一九五　八四

○総務省

二七〇　特定国外派遣組織を指定する件　一三

二七一　〃　八三

二七二　日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件　八四

二七三　東経百三十六度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件　一五三

二七四　特定国外派遣組織を指定する件　一五三

二七五　計算担当機関の指定に関する件　二一一

二七六　時刻認証業務の認定に関する規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の認定に関する件　二二一

二七七　登録外国点検事業者検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件　二五　一九一　六五

二七八　船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件の一部を改正する件　二五　一九一　六五

二八一　電波法施行規則の規定により無線通信規則付録第十六号に掲げる書類の備付けに代えることができる方法を定める件　二五　一九一　六六

二八二　電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに、かつ、見やすく表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件　二五　一九一　六六

二八三　電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件　二五　一九一　六六

二八四　電波法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件　二五　一九一　六七

二八五　無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件　二五　一九一　六七

二八六　電波法第三十五条第一号の予備設備を備えている義務船舶局等の無線設備の機能試験の方法を定める件の一部を改正する件　二五　一九一　六八

二八七　登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　二五　一九一　六九

二八八　登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　二五　一九一　七二

二八九　無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件　二五　一九一　七五

二九〇　電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第三条第三項第一号及び第四条第三項第一号に規定する総務大臣が告示する日を定める件　二五　一九一　七七

二九一　特定国外派遣組織を指定する件　二九　二

二九二　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分～令和五年分）を公表する件　二九　一九五　六四

二九三　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分・令和五年分～令和六年分）を公表する件　二九　一九五　六七

二九四　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二九　一九五　七〇

二九五　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二九　一九五　七一

二九六　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二九　一九五　七三

二九七　政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件　二九　一九五　七四

二九八　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　二九　一九五　七四

二九九　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二九　一九五　七四

三〇〇　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件　二九　一九五　七四

三〇一　令和七年総務省告示第百七号の一部を訂正する件　二九　一九五　八四

三〇二　令和七年総務省告示第二百六号の一部を訂正する件　二九　一九五　八五

三〇三　令和六年総務省告示第二百七十一号の一部を訂正する件　二九　一九五　八五

三〇四　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二九　一九五　九一